

厚生労働省OB等の再就職のあり方についての意見書

本委員会において最終報告書がまとまったが、委員の一人として以下のような意見書を提出する。

1. 独立行政法人等の役員報酬について

本委員会では独立行政法人・民間特殊法人・公益法人等の一部からヒヤリングを行ったが、未だに厚労省OBが役員に就いているケースが見られた。一方で、民主党政権となり厚労省OBではなく、民間人から公募して役員に就いているケースもあった。

いずれにしる厚労省OBであろうと民間人であろうと、年収1000万円を超える報酬体系が多々見られ、公費もしくは受験料及び登録料等の国民からの費用徴収によって運営している組織・団体を踏まえると、これらの役員報酬は高額であると考える。

確かに、年金基金（経済専門家）や国立病院（医師など）、研究所機関（研究者）等は、業務の責任度合いから考えると高額な役員報酬も理解できなくもない。しかし、通常の民間業務と比べて、専門性や特殊技能が際だって認められないケースにおいては、適切な役員報酬体系に改めるべきである。

2. 厚労省等OBの活用について

厚労省OBを独立行政法人等の役員として雇用すれば、「通称：天下り」といった批判が生じるが、そもそも厚労省OBは有能な人材であり、60歳を過ぎて独法や公益法人等で働くことは有益であると考える。

むしろ、「天下り」の弊害は退職後に高額な役員報酬を得ていることであって、その能力を独立行政法人等で活用すること自体は国益に反しない。むしろ、高額な報酬で民間人を役員として雇用するよりも、地方公務員等の再任用給与体系を参考しながら（年収400万円～500万円前後）、厚労省OBを活用していくほうが効率的な組織運営と考える。

以上

地方公務員における再任用職員の給料月額別採用数(平成20年度)について

給料月額(円)		人数	割合(%)	給料月額(円)		人数	割合(%)
常時勤務職員	100,000未満	0	0.0%	短時間勤務職員	100,000未満	178	0.7%
	100,000以上120,000未満	0	0.0%		100,000以上120,000未満	1,329	5.0%
	120,000以上140,000未満	1	0.0%		120,000以上140,000未満	3,684	13.8%
	140,000以上160,000未満	7	0.1%		140,000以上160,000未満	3,842	14.4%
	160,000以上180,000未満	2	0.0%		160,000以上180,000未満	5,076	19.0%
	180,000以上200,000未満	115	1.6%		180,000以上200,000未満	8,864	33.2%
	200,000以上220,000未満	506	7.2%		200,000以上220,000未満	2,103	7.9%
	220,000以上240,000未満	753	10.7%		220,000以上240,000未満	1,428	5.3%
	240,000以上260,000未満	1,698	24.2%		240,000以上260,000未満	170	0.6%
	260,000以上280,000未満	2,878	41.0%		260,000以上280,000未満	21	0.1%
	280,000以上300,000未満	636	9.0%		280,000以上300,000未満	10	0.0%
	300,000以上320,000未満	132	1.9%		300,000以上320,000未満	1	0.0%
	320,000以上340,000未満	121	1.7%		320,000以上340,000未満	2	0.0%
	340,000以上360,000未満	10	0.1%		340,000以上360,000未満	0	0.0%
	360,000以上	169	2.4%		360,000以上	0	0.0%
計	7028		計	26,708			

※総務省自治行政局公務員課編「『地方公務員の再任用実施状況及び退職状況等調査』の概要について(地方公務員月報2009年11月号)」を参考に作成

※自治体により取扱いが異なるが、別途、期末手当等がある。

第8回 参考資料

「国家公務員の再任用制度」(抄) 人事院給与局生涯設計課作成

◆俸給

○俸給月額

各級ごとに設定した俸給月額(短時間勤務職員については、38時間45分に対する1週間当たりの勤務時間の割合を乗じて得た額)

○昇給制度

なし

再任用職員の俸給月額については、職務の級ごとに単一の額が設定されており、再任用後の職務に応じて決定された級に応じた額が支給されます。また、短時間勤務職員の俸給月額については、勤務時間に比例して算出することとなります。

フルタイム勤務職員の俸給月額

●行政職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	186,800円	214,600円	259,000円	279,400円	295,000円	321,100円	364,600円	399,000円
職務の級	9級	10級						
俸給月額	451,600円	534,200円						

●行政職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	192,700円	204,200円	226,400円	247,700円	279,700円

●専門行政職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	209,500円	244,300円	288,400円	321,400円	364,600円	399,000円	451,600円	534,200円

●税務職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	204,900円	231,000円	283,700円	310,500円	325,200円	349,700円	386,300円	419,200円
職務の級	9級	10級						
俸給月額	462,500円	534,200円						

●公安職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	240,600円	252,500円	256,800円	293,100円	310,500円	325,200円	349,700円	386,300円
職務の級	9級	10級	11級					
俸給月額	419,200円	462,500円	534,200円					

●公安職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	211,900円	239,200円	286,700円	310,500円	325,200円	349,700円	386,300円	419,200円
職務の級	9級	10級						
俸給月額	462,500円	534,200円						

● 海事職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
俸給月額	219,600円	249,800円	284,200円	326,400円	356,300円	404,500円	474,700円

● 海事職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸給月額	214,400円	229,000円	235,000円	257,600円	286,900円	317,900円

● 教育職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	287,200円	299,500円	322,500円	409,100円	547,400円

● 教育職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級
俸給月額	251,400円	298,800円	317,300円

● 研究職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸給月額	216,900円	262,600円	288,800円	332,900円	393,300円	536,000円

● 医療職俸給表(一)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
俸給月額	293,800円	336,200円	390,600円	463,700円	563,600円

● 医療職俸給表(二)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
俸給月額	187,800円	214,800円	247,200円	260,800円	287,300円	329,200円	373,100円	436,600円

● 医療職俸給表(三)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
俸給月額	234,500円	259,300円	266,800円	277,300円	294,500円	332,700円	379,200円

● 福祉職俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
俸給月額	200,700円	244,500円	259,100円	293,700円	321,100円	364,600円

● 専門スタッフ職俸給表

職務の級	1級	2級	3級
俸給月額	330,800円	435,600円	492,100円